

大学非常勤講師の厚生年金加入を求める請願

衆議院議長 河野洋平 殿
参議院議長 江田五月 殿

請願趣旨

厚生年金保険は強制加入制度であって、本来被用者の権利です。しかし、会社役員などが加入できる一方、「細切れ・掛け持ちパート」労働者といえ、大学と雇用関係を結んで大学教育を支えている大学非常勤講師は、厚生年金の加入資格があるのに、排除され、不当な扱いを受けています。

私たちの試算では、厚生年金に加入できた場合と比較してみると、給付金の格差は、国民年金と厚生年金とで、たとえば10コマ担当している人なら、約2178万円（注）となり、厚生年金保険から排除されていることによって、将来にわたり大きな損失が生じます。

今回の厚生年金加入条件の改正では、労働時間数が30時間から20時間に短縮されようとしていますが、これでは大学ごとに1コマ、2コマと掛け持ちしている大学非常勤講師をはじめ、多くの「細切れ・掛け持ちパート」が加入できません。

「細切れ・掛け持ちパート」労働者の厚生年金加入の根本的解決には、小額の賃金に対しても事業所に保険料負担を求め、一人ひとりの被用者について複数事業所の保険料を合算する制度を作ることが必要です。

同時に、私たちはさしあたり、2004年度に厚生労働省が示した「65万円以上」の条件を再度改正案に盛り込むよう求めます。

また、社会保険庁監修『誰にも分かる社会保険の手引き』は、合算規定対象者として「会社役員」と「特殊技能者」をあげています。私たち大学非常勤講師もまた、典型的な「複数事業所に雇われている特殊技能者」であり、したがって、現行諸法の下においても、直ちに大学非常勤講師を合算規定対象者として認めるよう強く求めます。

（注）1975年生まれで大学非常勤講師をモデルとしている。1コマ3万円で10コマ担当しているとみず。64歳まで働き、86歳まで年金給付を受けると仮定すると、国民年金だけの場合に支払った保険料と給付金の差額は+974万円、20歳から27歳までは国民年金、28歳から64歳まで厚生年金に加入した場合の同様の差額は+2475万円、厚生年金に入った場合のほうが、1501万円有利になる。これに健康保険・介護保険の格差を加味すると、2178万円も厚生年金・政府管掌健康保険のほうが有利になる。

請願項目

- 「コマ切れ・掛け持ちパート」労働者が、厚生年金保険・健康保険に加入できるよう、複数事業所の収入を合算する制度を求める。
- 厚生年金加入資格に、年収「65万円以上」程度の条件を付け加えるよう求める。
- 大学非常勤講師を、社会保険庁監修『誰にでも分かる社会保険の手引き』が合算例としてあげている「複数事業所に雇われている特殊技能者」と認め、現行諸法のなかでの合算規定の対象者とすることを求める。

<取り扱い団体>

東海圏大学非常勤講師組合 〒467-8501 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1 名古屋市立大学人文社会学部 菊地夏野研究室気付
首都圏大学非常勤講師組合 〒170-0005 豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合内
関西圏大学非常勤講師組合 〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目1-139-102 大阪私大教連気付
大学等非常勤講師ユニオン沖縄 〒902-0072 沖縄県那覇市真地277-12-407 平井真人宅気付
全国一般労働組合東京南部大学教員支部 (UTU) 〒105-0004 港区新橋5-17-7 全国一般労働組合気付

	氏名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		

いりやーせ

東海圏大学非常勤講師組合 2007.9.30, No.002.

東海圏大学非常勤講師組合

住所 〒467-8501
名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1
名古屋市立大学菊地夏野研究室気付
TEL/FAX 052-794-3956(牛田)
E-mail: toukaijihjokin@yahoo.co.jp
郵便振替口座 12160 - 98511311
東海圏大学非常勤講師組合あて

雇止めにあったら即ご連絡を

まず「辞めません」と意思表示を

契約更新の季節になりました。

来年度の出講依頼がなかなか来なかったりすると、雇い止めになったのではないかと心配になります。また、出講依頼が届いたら届いたで、雇い止めになっているのではないかと、減コマになっているのではないかとドキドキしながら封を開けるのではないのでしょうか。

もし、雇い止め、減コマになったら、どのように対応したらいいのでしょうか。

(1) 納得できないなら、簡単にあきらめてはいけません。

(2) 納得できないなら、出講依頼あるいは雇い止めの通知に「同意」してはいけません。

(3) まず大学の担当事務、あるいは担当科目の責任者に「同意できない」と伝えましょう。出講依頼は最終決定ではありませんので、早めに行動することが重要です。

(4) もし大学側が雇い止め、減コマの決定は変更できない、と返答してきたら、「理由」を聞きましょう。

一見すると雇い止め、減コマの「正当に」見える理由も、よく考えると、問題がある場合が多々あります。

カリキュラムが変更されるから、授業数が減るから、授業がなくなるから

授業数が減る場合でも、大学（使用者）は、まずすべての出講講師を「公平」に扱わなければならない。ひとりの先生だけたくさん減らす、ということは不当です。

また科目がなくなる場合でも、まず一般に使用者は雇用者の雇用を維持する努力をしなければなりません。ですから大学は、例えば工学部の数学がなくなったら、代わりに理学部の数学を担当してもらう、あるいは英文学部がなくなるなら、一般英語を担当してもらうなど、なんらかの措置をとる努力をしなければなりません。

勤務態度が悪いから、授業評価が悪いから、成果が上がらないから

正社員、専任教員だって、勤務態度が悪いからといって「いきなり解雇」されることはありません。再三注意したにもかかわらず改善されないの、という場合には、解雇が正当と見なされるかもしれませんが、「いきなり解雇」は不当です。減コマ、雇い止めの場合も、以前に注意されたこともないのに、減コマ、雇い止めされてから、大学側がそういう理由を持ち出してくるのは不当です。

非常勤講師も加入できる厚生年金制度に

署名はネット上でも受け付けています <http://www.hijokin.org/shpetition.html>

切り取り線

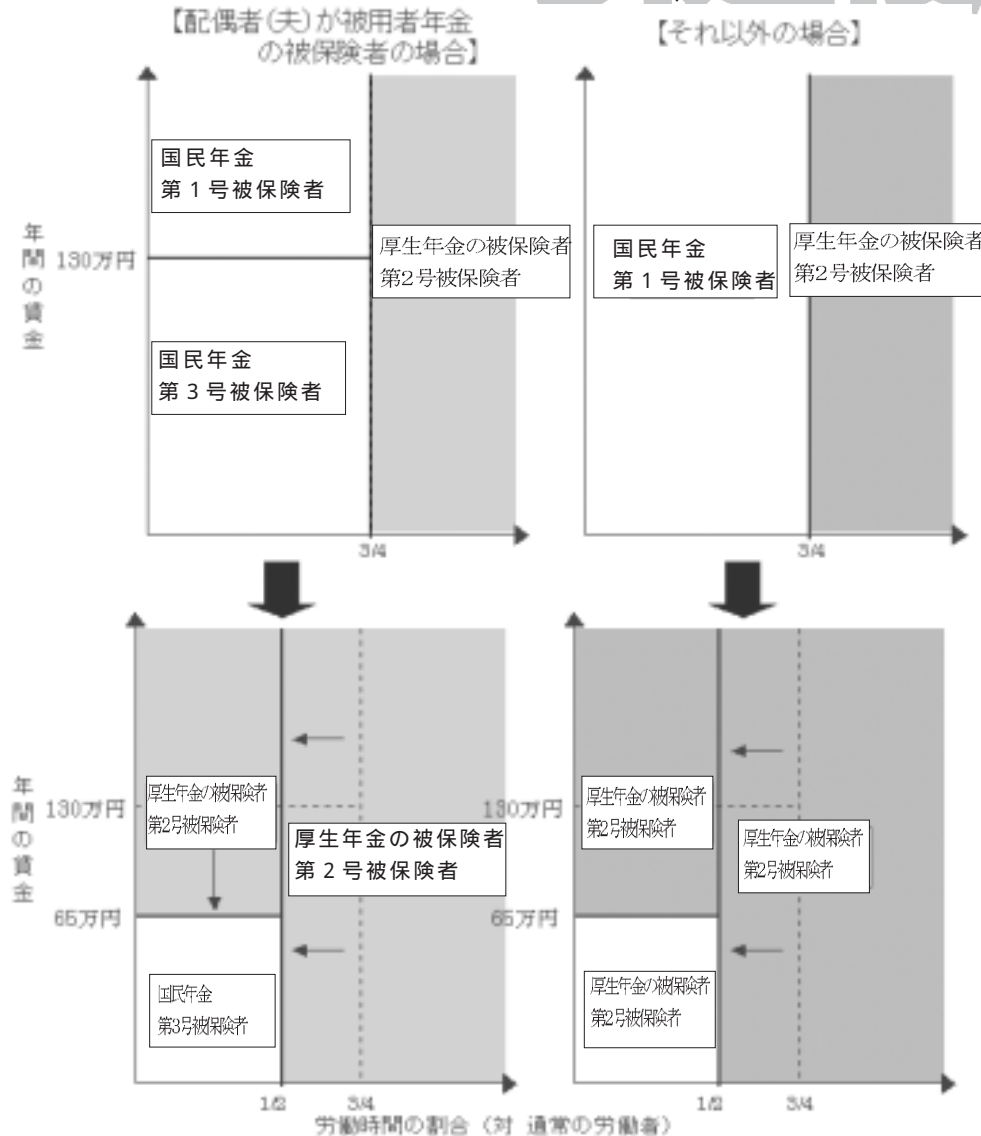
非常勤講師にも

年間賃金要件を「130万円」から「65万円以上」に緩和して――

厚生年金加入で

引退後の生活保障を

厚生労働省の
報告書は提言する



6 短時間労働者に対する厚生年金適用を行う際の論点

(1) 厚生年金の適用拡大に係る基準の提案

検討会では、短時間労働者に対して厚生年金の適用を拡大する場合の具体的な新しい適用基準について、以下の2つの基準を設けてはどうかという提案がなされ、これをたたき台として議論が行われた。(資料 V-2-5 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大をする場合の新しい基準の提案)

①「通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上」という現在の基準については、「2分の1以上」とする。

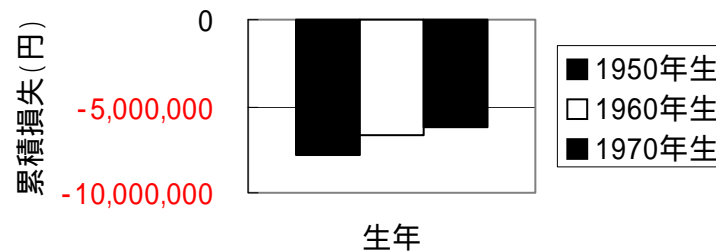
②所定労働時間、所定労働日数が通常の2分の1未満の場合であっても、年間の賃金が「65万円以上」ならば厚生年金に適用するという、いわば収入基準を新たに設ける。

〔女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書～女性自身の貢献がみえる年金制度～〕(2001年12月)

70歳段階での格差は700万円！

大学の非常勤講師でも引退後に人間らしい生活が保障されるように、年金制度を改正させましょう。私学共済年金や厚生年金の加入要件である所得基準を、130万円から65万円に引き下げれば可能です。これは厚生労働省の検討会も言及していることです。国民年金しか受給していない例と、厚生年金または私学共済年金を受給している場合とで、75歳時点で700万円もの差が出てしまいます。このような格差は、今すぐ是正させましょう。

70歳段階での累積損失額



編集雑感

安倍内閣がついに瓦解しました。本人による任務放棄。所信表明演説の2日後の突然の辞任表明。しかし気を抜いてはいけません。安倍内閣の「実績」は絶対に無視できない。「新」教育基本法の制定、防衛省への昇格、そして日本国憲法「改正」の手續を定める法律の制定という、巨大な負債が、これからの私たちをさいなみます。なかでも、「公共の精神」や「我が国と郷土を愛する」心を育てる教育を、「この法律及び他の法律の定めるところにより」国家主導で実施すべく、新教基法は文部科学省の諸施策や教育再生会議の提言などを通じて具体化され押しつけられるでしょう。憲法「改正」手續を定める国民投票法は、本来日本に居住する人たちが国家権力にその任務を命じたものであるはずの憲法を、逆に国民が守るべき「規範意識」に変質させるような新憲法の是非を問うものにしかねません。大学の明日、教員の明日、日本の明日をどうするか、これから解決すべき課題です。

短時間労働者等に対する年金制度の適用のあり方についての各種提言

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/s1214-4e2.html>

現在署名を集めています。署名は今回の請願以外には使用しません。最後のページ(この裏)が署名用紙になっております。返信は同封の封筒をお使いください。現在(2007年9月17日)、798筆集まっています。署名はネット上でも受け付けています。 <http://www.hijokin.org/shpetition.html>